

「ガーヤちゃん」着ぐるみ貸出要領

平成26年6月1日市長決裁

改正 平成31年4月8日

1 目的

この要領は、越谷市特別住民である「ガーヤちゃん」が越谷市をPRするキャラクターとして活動するにあたり、越谷市が保有する「ガーヤちゃん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という)を貸出する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出条件等

(1)貸出対象者

貸出対象者は市内に活動の拠点を置く各種団体、企業等その他越谷市長(以下「承認者」という)が適当と認めた者とする。

(2)貸出承認条件

承認者は、申請があった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。

- 一 越谷市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、承認者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

(3)貸出期間

原則として、一週間以内とする。

3 利用手続き

(1)使用承認の申請方法

申込者は着ぐるみ貸出希望日の3ヶ月前から7日前までに、「ガーヤちゃん着ぐるみ使用申請書」(様式第1)に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、越谷市環境経済部観光課窓口へ持参、郵送、FAXまたはEメールにて提出することとする。

(2)審査・承認

承認者は貸出利用を承認したときには、「ガーヤちゃん着ぐるみ使用承認書」(様式第2)を申込者に交付するものとする。

(3)使用承認の取消

申込者が、前に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、承認者はその承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、申込者に損害が生じても、承認者はその責めを負わない。

4 留意事項

- (1)着ぐるみの使用にあたって必要となる搬出入費、スタッフ等は申込者の負担とする。
- (2)着ぐるみを汚損した場合は、申込者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、原状に復すこと。なお、修復が困難な状態まで損傷した場合は、申込者が代替物作成費用を負担すること。
- (3)着ぐるみの使用に際しては、常に周囲の安全等に留意し、使用にあたって発生した事故等については、申込者の責任において適切に処理すること。着ぐるみの使用により、申込者が被った被害に対しては、承認者は一切その責めを負わない。
- (4)虚偽の申請により着ぐるみを使用しようとする者、又は上記条件に反する者が主催する行事等に対しては貸出を行わない。

附則

この要領は、平成26年6月1日より施行する。

【様式第1】

「ガーヤちゃん」着ぐるみ使用申請書

年 月 日

越谷市長 宛

申請者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

担当者

連絡先 TEL

FAX

Eメール

下記のとおり、「ガーヤちゃん」の着ぐるみを使用したいので申請します。

記

事業名称	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用場所	
事業概要	
参加者数	
使用方法	

《添付書類》

事業内容のわかるパンフレット等の原本または写し

【様式第2】

「ガーヤちゃん」着ぐるみ使用承認書

年 月 日

様

越谷市長

年 月 日付けで申請のありました「ガーヤちゃん」着ぐるみの使用については、
下記のとおり承認します。

記

1 事業名称

2 貸出期間

厳守事項

- 1 着ぐるみ使用申請書の申請内容どおりに使用すること。
- 2 着ぐるみの運搬及び装着の一切は、使用者の責任において行うこと。
- 3 装着者は、可能な限り身長150cm～170cmの者とする事。
- 4 着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- 5 雨天時及び降雪時は、絶対に屋外使用しないこと。
- 6 着脱しているところを関係者以外に目撃されないようにすること。
- 7 声を発しないこと。
- 8 必ず介添え人を付け、ガーヤちゃんだけで単独行動しないこと。
- 9 着用者の体調などを考慮して、適宜水分補給と休憩をとること。
- 10 使用後は、着ぐるみの内面をよく乾かすとともに、きつく絞ったタオルで汗、汚れ等をよく水拭きすること。